

広島県告示第九百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十一年十一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
クリニックほほえみ呉	呉市中通一丁目二番三号	平成二年一〇月二日
なかしお内科クリニック	呉市広駅前一丁目一番一〇号	平成二年一〇月二日
よしうら診療所	呉市吉浦中町二丁目九番二二号	平成二年一二月二日
社会医療法人 里仁会 興生総合病院	三原市円一町二丁目五番一号	平成二年一〇月二日
白須整形外科クリニック	三原市港町一丁目六番六号	平成二年一〇月二日
児玉医院	尾道市瀬戸田町瀬戸田三四六番地	平成二年一〇月二日
岡原皮膚科クリニック	安芸郡府中町大須二丁目一番一号	平成二年一二月二日
うえはら歯科医院	呉市焼山中央二丁目四番八号	平成二年一〇月二日
みずほ歯科クリニック	廿日市市福面二丁目七番三三号	平成二年七月二日
ふじた歯科	廿日市市宮内四四八一番二号 ソレイ ユ宮内一階	平成二年一〇月二日
薬局パナコス	三原市円一町四丁目一九〇三番地三	平成二年一〇月二日
あおぞら薬局	三原市明神二丁目二番五号	平成二年一〇月二日
西城薬局	庄原市西城町中野一七四七番地二	平成二年一〇月二日
あかね薬局高屋店	東広島市高屋町大畠四九九番六六号	平成二年五月二日